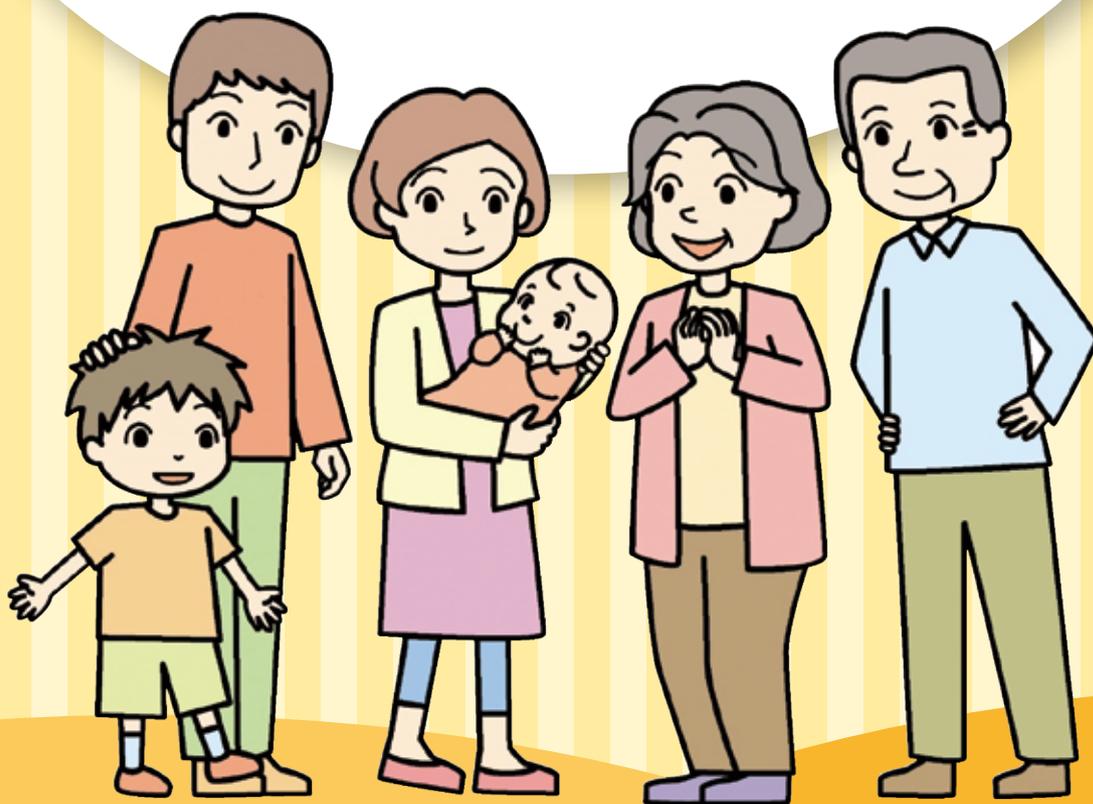


概要版

## 第2期坂井市

# 子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月  
坂井市

# 計画の概要

## 計画策定の背景と趣旨

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性の働き方の多様化など、家庭や地域の子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、国においては、子どもや子育てをめぐる様々な問題に対応すべく平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年に施行されました。

あらたな制度においては、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本とし、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

坂井市においても、「子ども・子育て関連3法」に基づき、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援を目指して、平成27年3月に「坂井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に対する様々な施策を推進してきました。

また、平成29年度には基本施策を追加するとともに、量の見込みと確保の内容について中間見直しを実施しました。

その後も、全国的に子ども・子育てをめぐる環境は変化しており、国による「人づくり革命」の柱となる「幼児教育・保育の無償化」や待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」が策定されています。

さらに、子どもの貧困対策においては、平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年に改正され、努力義務とされていた市町村における子どもの貧困対策の計画について、子ども・子育て支援事業計画等との一体的な策定が可能になるなど、子ども・子育てに関する支援対策はますます加速しています。

このような状況を踏まえ坂井市では、令和元年度に終期を迎えた「第1期計画」を検証するとともに、社会の潮流を見極めながら、より子どもや子育て家庭に寄り添った子ども・子育て支援事業を推進していくために「第2期坂井市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 計画の位置づけ

本計画は、「坂井市総合計画」を上位計画とし、坂井市の関連計画との連携・整合性を図り策定するものです。

## 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

# 子ども・子育て支援における現状と課題

## 子どもを取り巻く環境について

### ◆保育所（園）及び幼保園の状況

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所（園）・幼保園（園）数		31	31	33	33	30
公立	定員数（人）	1,955	1,965	2,090	1,970	1,790
	利用者数（人）	1,784	1,608	1,714	1,471	1,308
私立	定員数（人）	1,550	1,540	1,690	1,800	1,660
	利用者数（人）	1,570	1,547	1,621	1,748	1,654
合計	定員数（人）	3,505	3,505	3,780	3,770	3,450
	利用者数（人）	3,354	3,155	3,335	3,219	2,962

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

#### 【現状】

- ・幼保一元化の推進や幼稚園の3年保育の実施、私立保育所（園）の新設等を進め、保育需要に対応した定員数を確保しています。

#### 【課題】

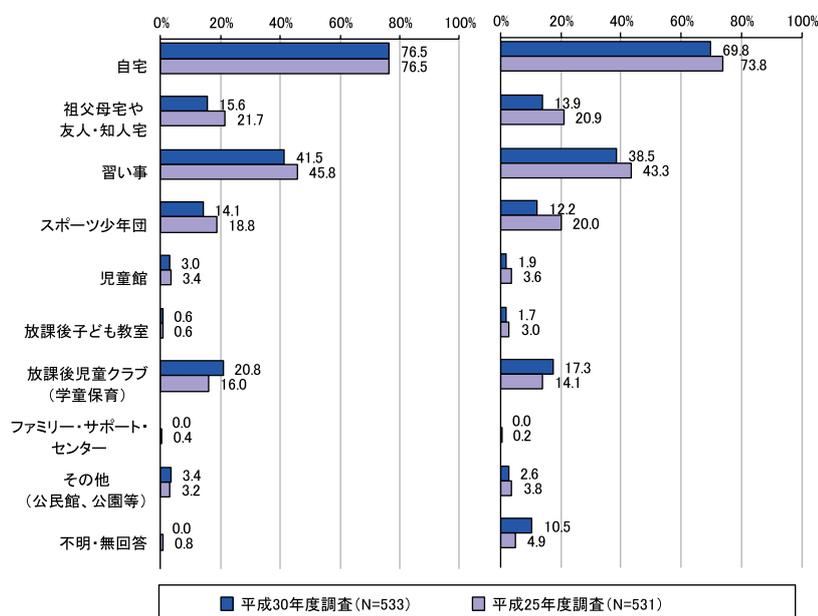
- ・保育所（園）及び幼保園の利用者数は、公立園は定員の7割程度、私立園は定員の9割以上の充足率となっていますが、園ごとの保育需要の差が大きくなっています。

### ◆放課後の過ごし方

#### ■小学生

#### 【現在の状況】

#### 【今後の意向】



資料：ニーズ調査（平成30年度実施）

#### 【現状】

- ・放課後児童クラブの利用者数が増加することにより、放課後児童クラブを利用していない子どもの遊び相手が減少するといった問題が顕在化しています。

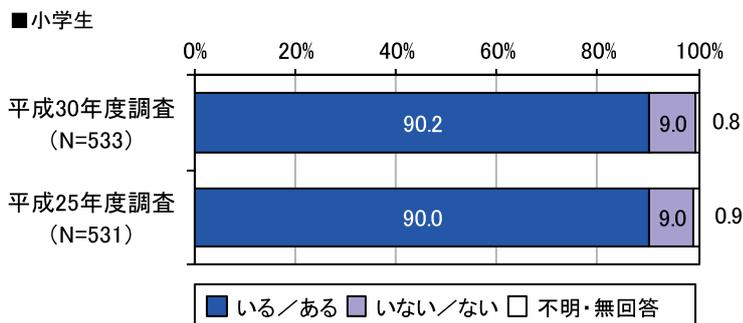
#### 【課題】

- ・放課後児童クラブの利用者数については、年々増加傾向にあり、十分なスペースの確保や施設の老朽化に伴う維持管理も課題となります。
- ・放課後児童クラブの利用者数増加に伴い、様々な場面に対応できるスキルを持った指導員の拡充、教育が必要となります。



## 家庭を取り巻く子育て環境について

### ◆子育てする上での相談相手



資料：ニーズ調査(平成30年度実施)

#### 【現状】

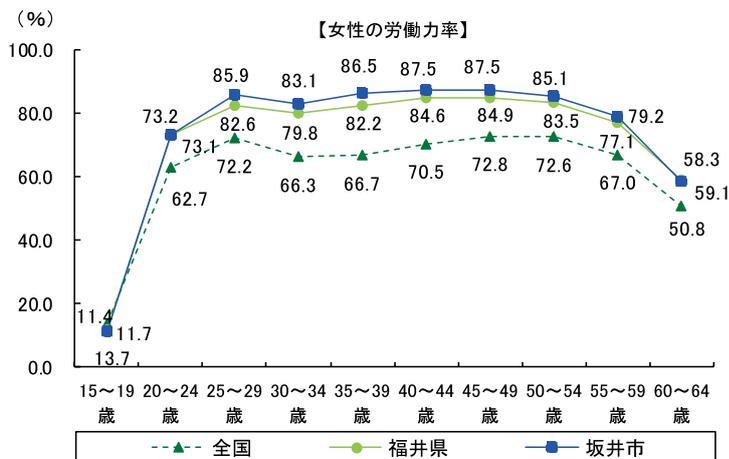
- 子育てをする上での相談相手（場所）の有無については、「いない／ない」が小学生で1割程度となっており、不安や悩みをひとりで抱え込んでいる人が一定数存在しています。

#### 【課題】

- 核家族世帯数が増加傾向のなか、子育てする上での相談先は、「祖父母等の親族」「友人や知人」が中心となっているため、孤立化した子育て家庭に対する相談先の周知啓発が課題となります。

## 家庭を取り巻く仕事環境について

### ◆仕事と子育ての両立



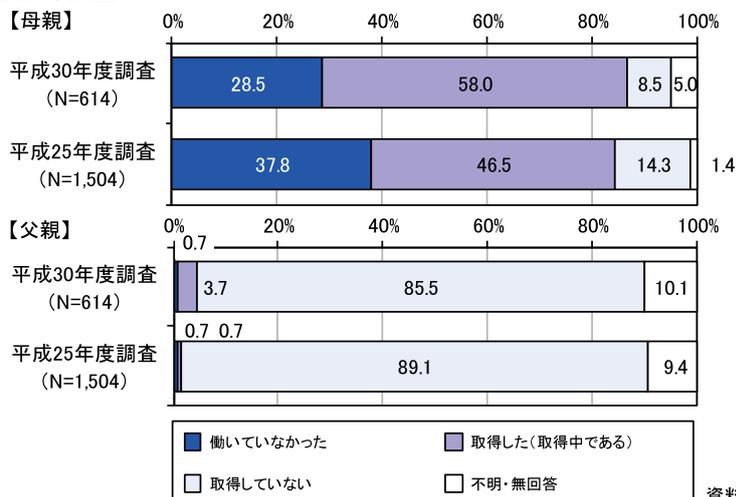
資料：国勢調査(平成27年)

#### 【現状】

- 本市の女性の労働力率は、20～59歳までの年代において、全国と福井県を上回っており、育児と仕事を両立している女性が多いと考えられます。
- 育児休業を取得している母親の割合は、前回調査よりも高く、6割程度となっていますが、育児休業を取得している父親の割合は、依然として8割以上が取得していない状況となっています。

#### ■就学前児童

#### 【子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況】



資料：ニーズ調査(平成30年度実施)

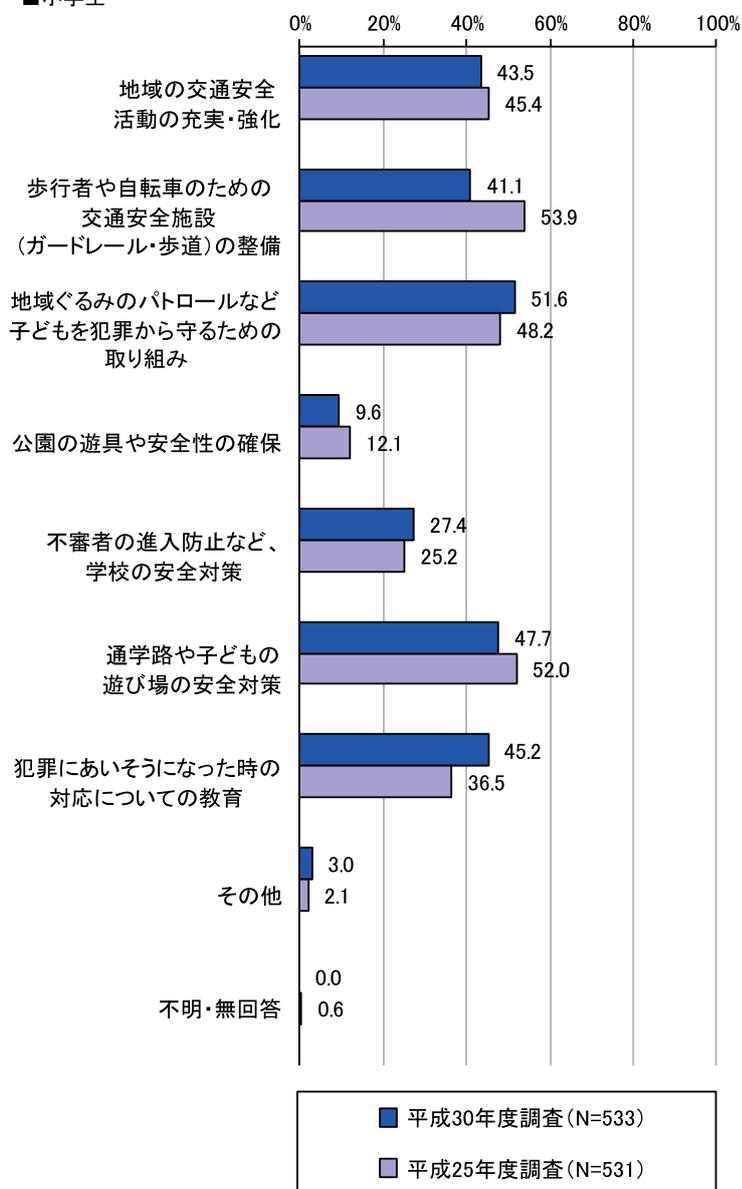
#### 【課題】

- 母親・父親がともに仕事と子育てを両立できる環境づくりについて、市民への啓発や企業との連携など、社会全体での更なる取組が課題となります。

## 地域を取り巻く環境について

### ◆子どもの安全を守るために、特に重要と思われること

#### ■小学生



資料: ニーズ調査(平成30年度実施)

#### 【現状】

- 子どもの安全を守るために求められることについては、施設の安全性や整備などに関する要望は減少しています。
- 一方、地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組みや教育などに関する要望は増加しています。

#### 【課題】

- 安心・安全については、施設・整備面は一定の評価を得ているため、今後はパトロールなど、人が関わる事業に対する要望に答えていくことが課題となります。



# 計画の体系

基本理念

基本的視点

基本目標

施策の方向

笑顔が育てる  
笑顔で育つ  
未来を担う坂井っ子

【視点1】子どもが笑顔で育つまち

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供

- ① 幼児期の教育・保育の体制整備
- ② 子育て支援事業の充実
- ③ 就学後の教育・保育の充実

(2) 子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実

- ① 保健・医療の充実
- ② 食育の推進

【視点2】家庭が笑顔で育つまち

(1) 家庭における子育て力の向上

- ① 親育ちへの支援
- ② 相談体制の充実
- ③ 情報提供体制の充実

(2) 子育てと仕事の両立支援

- ① 働き方の見直し・啓発
- ② 雇用の促進・就労の支援

(3) 特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備

- ① 専門的支援の充実
- ② 虐待防止への支援

(4) 経済的支援の充実

- ① 各種手当の充実
- ② 医療費助成の充実
- ③ 経済的負担の軽減

【視点3】地域が笑顔で育つまち

(1) 安心・安全のまちづくり

- ① 施設等の環境整備
- ② 犯罪や事故等の防止・啓発

(2) 市民ネットワークの形成

- ① 世代を超えた市民の交流の場の充実

# 子ども・子育て支援法における提供体制

## 区域の設定について

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

坂井市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位など、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

また、「量の見込み」については、平成30年度に実施した、就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、坂井市の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

## 子育て支援給付と事業の全体像

### (1) 子ども・子育て支援給付

#### 施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

#### 地域型保育給付

- 小規模保育  
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育  
(保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育  
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育  
(事業所内の施設等において保育を行う。)

#### 児童手当

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

- 延長保育事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 利用者支援事業
- 放課後児童クラブ
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 妊婦健診事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業



## 3つの基本的視点における新たな取組

### 【視点1】子どもが笑顔で育つまち

質の高い教育・保育サービスが十分に受けられるよう保育士バンクを充実させ、保育士の確保や質の向上を図ります。

また、家庭の就労形態の変化により、年々ニーズの高まりをみせている放課後の児童対策に対しては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供を拡充し、子どもの放課後の居場所確保に努めます。

近年の多様化社会を踏まえて、人権を尊重し、思いやりの心や豊かな人間性を育まれるよう人権教育・保育を推進することにより、すべての子どもが個性を發揮できる共生社会の実現を目指します。

### 【視点2】家庭が笑顔で育つまち

障がい、疾病、虐待、貧困、ひとり親、社会的孤立、養育力の低下、グローバル化の進行による外国籍の子どもとの多文化共生等、様々な要因により特別な支援を必要としている子どもや家庭において、子育て世代包括支援センターをはじめとする各分野における関係機関が連携し、複合化・複雑化した課題を受け止める相談体制を構築することで、すべての子どもや家庭が笑顔で育つことができる安心・安全の環境づくりに努めます。

また、家庭における子育てと仕事の両立支援では、男女における育児休業の取得状況に差があることから、住民・行政・企業との連携を図り、制度の周知啓発に努めることで、男女がともに子育てと仕事の両立が可能な環境づくりを促進します。

### 【視点3】地域が笑顔で育つまち

近年、希薄化している地域の相互扶助に対し、坂井市では市民交流の場の提供や市民団体の活動支援など、市民ネットワークの拡充を推進し、子育て家庭を地域全体で支えていく環境づくりに努めます。

さらに、見守り体制や防犯対策、交通安全教育等、子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう市民一人ひとりが地域の担い手となり、協働のまちづくりに努めます。



第2期坂井市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行・編集：福井県坂井市 市民福祉部 子育て支援課 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1

TEL:0776-50-3042 FAX:0776-68-0324